

生涯にわたって健全な心と身体を培い、
豊かな人間性を育む

第2次

新潟市食育推進計画

● 計画期間 平成24年度～平成28年度 ●



新潟市食育・花育推進キャラクター
まいかちゃん

「食」は生命の源であり、健全な食生活は人間が健康で心豊かに生きる上での基礎となるものです。81万人の市民が住む本市は、日本有数の農業都市であり、米をはじめ、多種多様な野菜や果物、日本海で獲れる新鮮な魚介のほか、食卓を彩る花などが身近に生産され、健全な食生活を送れる豊かな環境に恵まれています。

この特長を生かし、「食」に関する様々な課題に対処するため、行政はもとより、市民、教育関係者、保健・医療関係者、農林漁業者、食品関連事業者等が一体となって、「様々な経験を通じて「食」に関する知識及び「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する人間を育てる『食育』を市民運動として推進するため、「第2次新潟市食育推進計画」を策定しました。

食育を推進することで、いきいき暮らせる活力ある住みよいまち“新潟”の実現を目指します。

平成24年4月

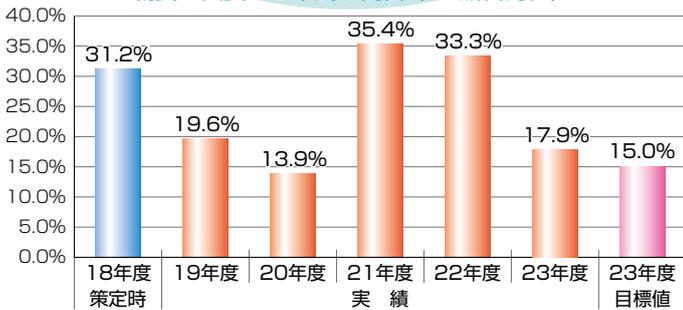
第1次 計画の総括

これまでの5年間の取組の成果により、食育への関心、健全な食生活の実践へと結びついた方が7割程度となりましたが、いくつか課題も明らかになりました。

1 朝食の欠食について

朝食の欠食については、大人の欠食、特に親世代である20歳代・30歳代の欠食が、子どもの欠食につながると考えられるため、保育園・幼稚園、学校での取り組みに加え、親世代への対応方法を検討していく必要があります。

朝食を欠食する市民の割合（20歳代男性）



朝食を欠食する市民の割合（30歳代男性）

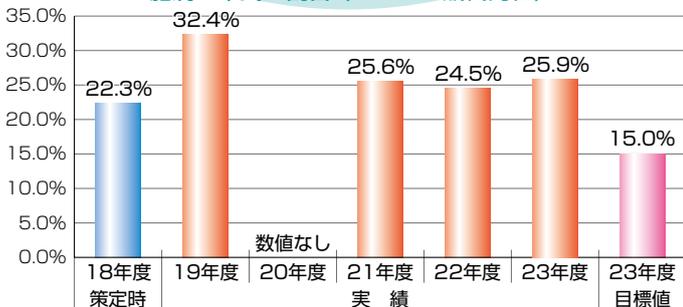


2 肥満・低体重について

男性の肥満については、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の認知度が目標を達成していることから、食事と運動を組み合わせた効果的な取組の実践を促す必要があります。

また、20歳代女性の低体重については、過度の痩身が胎児に与える影響が大きいことを伝えるなど、極端に痩せていることがよくないということを改めて伝えていく必要があります。

肥満の市民の割合（20～60歳代男性）



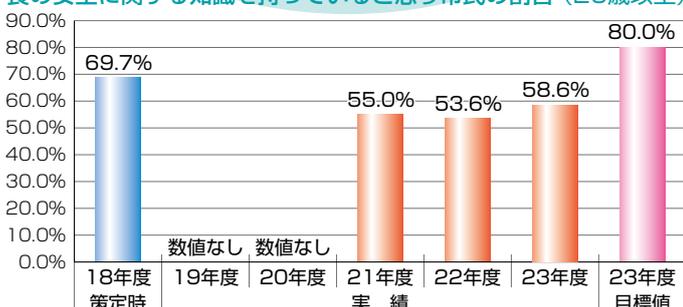
低体重（やせ）の市民の割合（20歳代女性）



3 食の安全に関する知識について

食の安全に関する知識については、年々数値が減少しています。様々な食の安全を脅かす事件等の発生により、食に対する不安が増大し、知識不足であるという認識へと結びついたためであると考えられます。

食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合（20歳以上）



4 食育の推進に関わるボランティアの数について

食育をさらに広げ、市民運動としていくためには、食生活改善推進委員だけに限らず食育推進のための人材の育成・確保と、その連携が必要不可欠であると考えます。

食育の推進に関わるボランティアの数（食生活改善推進委員数）



第1次 新潟市食育推進計画数値指標 達成状況一覧

指標 No.	指 標	集計方法等	策定時 (H18)	実績値 (H23)	目標値 (H23)	
市民一人ひとりの健全な食生活の実践						
1	食育に関心がある市民の割合 (20歳以上)	「関心がある」 「どちらかと言えば関心がある」	72.1%	77.0%	90%	
2	食事バランスガイド等を参考にしている 市民の割合 (20歳以上)	「特に参考にしていない」を除く	※1 16.1%	59.2%	60%	
3	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている 市民の割合 (20歳以上)	1日2回以上	H17 59.5%	71.7%	70%	
4-1	朝食を欠食する市民の割合 [成人]	(20歳代男性)	H17 31.2%	17.9%	15%	
4-2		(30歳代男性)	H17 28.6%	23.4%	15%	
5	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム) を認知している市民の割合 (20歳以上)	「言葉も意味も知っている」(H18,19) 「言葉も意味も知っている」「大体知っている」(H21~)	65.0%	78.9%	80%	
6	肥満の市民の割合 (20~60歳代男性)	BMI25以上	H17 22.3%	25.9%	15%	
7	低体重(やせ)の市民の割合 (20歳代女性)	BMI18.5未満	H17 23.4%	19.7%	15%	
8	食の安全に関する知識を持っていると思う 市民の割合 (20歳以上)	「持っている」 「ある程度持っている」	69.7%	58.6%	80%	
9	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員数)	—	610人	490人	730人	
10	食生活の面から市民の健康づくりを支援する 店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)	—	180店	429店	500店	
健やかな子どもの成長						
11	食事時に家族の会話ができている市民の割合 (20歳以上)	「大切だと思っているしできている」 「大切だと思っているしだいたいできている」	55.7%	66.3%	70%	
12	朝食を欠食する子どもの割合 (小・中学生)	学校へ行く前に朝食をとるか「とらないこ とが多い」「全く、ほとんどとらない」	4.2% 3.4%※2 5.7%※3	1.1% 0.7% 1.4%	0% — —	
13	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース) (市内産)	—	10.5%	15.5%	13%	
14	学校教育田等で農業体験を実施している 学校の数 (小学校)	—	※4 35校	93校	95校	
地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費						
15	収穫農園(市民ランド)の参加者の数	家族や友人同士など参加グループ数	425組	374組	500組	
16	学校給食廃食用油の燃料化	新潟菜の花プラン推進指標 (廃油回収量÷BDF精製量)	15,000ℓ	78,000ℓ	70,000ℓ	
17	環境保全型農業に積極的に取り組む 「エコファーマー」の認定者数	—	1,224人	3,553人	1,720人	
再	9	食育の推進に関わるボランティアの数 (食生活改善推進委員数)	—	610人	490人	730人
再	10	食生活の面から市民の健康づくりを支援する 店の数 (健康づくり支援店指定店舗数)	—	180店	429店	500店
再	13	学校給食における地場産物を使用する割合 (食材数ベース) (市内産)	—	10.5%	15.5%	13.0%
再	14	学校教育田等で農業体験を実施している 学校の数 (小学校)	—	※4 35校	93校	95校

※1 「食事バランスガイド」のみを参考にしている市民の割合のため、参考値

※2 小学生(参考値)

※3 中学生(参考値)

※4 学校教育田を設置している小学校の数の割合のため、参考値

第2次 計画の策定方針

第1次計画の推進により明らかとなった**4つの課題**へ対応します。

重点課題の設定

1 朝食の欠食への対応について

- (1) 大人の朝食欠食
- (2) 子どもの朝食欠食

2 肥満・低体重への対応について

4 食育の推進に関わるボランティアへの対応について

- (1) 食生活改善推進委員
- (2) 農村地域生活アドバイザー（新規）
- (3) 人材育成制度の構築（新規）

3 食の安全に関する知識への対応について

国の**第2次食育推進基本計画**の内容を反映させます。

第2次食育推進基本計画で追加された指標

1 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加

2 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加

3 よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加

4 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

目標指標の設定

目標の考え方

食育を市民運動として推進していくために第1次新潟市食育推進計画で掲げた3つの共通目標を基本に、市、市民、関係者等の共通認識のもと、その目標の達成を目指し、連携しながら施策に取り組みます。

市においては、食育推進計画の目標指標と、その実現を図るための事業をリンクさせ、目標指標の所管課を中心に、その達成を目的とした事業の立案と実施の徹底を図ります。

また、目標に対する進捗状況を客観的に把握・分析・評価し、関係各所へフィードバックして、効果的な施策が展開できるよう体制の整備を図ります

3つの
共通目標

1 ● 市民一人ひとりの健全な食生活の実践

2 ● 健やかな子どもの成長

3 ● 地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費

数値目標の設定

より多面的に食育を推進し、それぞれの目標の進捗状況が客観的に把握・評価することができるよう「数値指標」を修正・拡充し、その目標値の達成に向けて施策を進めることとします。

第2次 新潟市食育推進計画数値指標一覧

指標 No.	指 標	対象	集計方法等	策定時 (H23)	目標値 (H28)
市民一人ひとりの健全な食生活の実践					
1	食育に関心がある市民の割合	20歳以上	「関心がある」 「どちらかと言えば関心がある」	77.0%	90.0%
2	食事バランスガイド等を参考にしている市民の割合	20歳以上	「特に参考にしていない」を除く	59.2%	70.0%
3	主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合	20歳以上	1日2回以上	71.7%	80.0%
4-1	朝食を欠食する市民の割合[成人]	20歳代 男性	「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」	17.9%	15.0%
4-2		30歳代 男性		23.4%	
5	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している市民の割合	20歳以上	「言葉も意味も知っている」 「大体知っている」	78.9%	90.0%
6-1	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者の割合	20歳以上	実測	^{H19} 20.8%	17.7%
6-2	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予備軍の割合	20歳以上	実測	^{H19} 16.5%	14.0%
7	内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している市民の割合	20歳以上	「実施している」	41.5%	50.0%
8-1	意識的に体を動かしている市民の割合	20歳以上 男性	「動かしている」	^{H22} 46.5%	63.0%
8-2		20歳以上 女性		^{H22} 42.1%	
9-1	運動習慣を身につけている市民の割合	20歳以上 男性	「身につけている」	^{H22} 23.8%	39.0%
9-2		20歳以上 女性		^{H22} 20.2%	
10-1	一日あたりの平均歩数	20歳以上 男性	—	^{H19} 6,402歩	8,400歩以上
10-2		20歳以上 女性		^{H19} 5,960歩	7,400歩以上
11	肥満の市民の割合	20～60歳代 男性	BMI25以上	25.9%	15.0%
12	低体重（やせ）の市民の割合	20歳代 女性	BMI18.5未満	19.7%	15.0%
13-1	食の安全に対して関心を持っている市民の割合	20歳以上	「関心がある」 「ある程度関心がある」	—	90.0%
13-2	食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	20歳以上	「持っている」 「ある程度持っている」	58.6%	65.0%
14-1	食育の推進に関わるボランティアの数	食生活改善 推進委員数	—	490人	730人
14-2		農村地域生活 アドバイザーの人数		^{H22} 198人	260人
14-3		食育マスター 登録人数		—	100人
15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	健康づくり支援店 指定店舗数	—	429店	500店
16	よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に 関心のある市民の割合	20歳以上	「関心がある」	70.2%	80.0%
17-1	定期的に歯科検診を受ける市民の割合	40歳代	「受けている」	^{H22} 26.3%	30.0%
17-2		50歳代		^{H22} 23.6%	

指標 No.	指 標	対象	集計方法等	策定時 (H23)	目標値 (H28)
健やかな子どもの成長					
18	食事時に家族の会話ができている市民の割合	20歳以上	「大切だと思っているしできている」 「大切だと思っているしだいたいできている」	66.3%	70%
19	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	20歳以上	—	9回	10回
20	朝食を欠食する子どもの割合	小・中学生 (参考)小学生 (参考)中学生	学校へ行く前に朝食をとるか「とらないことが多い」「全く、ほとんどとらない」	1.1% 0.7% 1.4%	0% - -
21	肥満傾向の児童生徒の割合	小・中学生	実測	^{H22} 7.6%	7.0%
22	学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	市内産	—	15.5%	15.0%
23	給食の残食量	—	—	^{H22} 5.0%	3.0%
24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	小学校	—	93校	113校
25	むし歯のある幼児の割合	3歳児	—	^{H21} 17.6%	15.0%
26	永久歯一人平均むし歯本数	中学校 1年生	—	^{H21} 0.90本	0.80本 以下
地域の活性化、環境と調和のとれた食料の生産・消費					
27	収穫農園(市民ランド)の参加者の数	—	家族や友人同士など参加グループ数	374組	500組
28	市民農園の区画数	—	—	^{H22} 1,077区画	1,500区画
29	農林漁業体験を経験した市民の割合の増加	—	—	27.0%	30.0%
30	農産物直売所の設置数	イソゾップを除く	—	^{H22} 127箇所	150箇所
31-1	地産地消推進の店の認定店舗数	小売店	—	70店舗	90店舗
31-2		飲食店	—	169店舗	180店舗
32	学校給食廃食用油の燃料化	—	新潟菜の花プラン推進指標 (廃油回収量≒BDF精製量)	78,000ℓ	70,000ℓ
33	環境保全型農業に積極的に取り組む「エコファーマー」の認定者数	—	—	3,553人	4,000人
34	新潟県特別栽培農産物の栽培面積	—	—	^{H22} 568ha	4,200ha
再 14-1	食育の推進に関わるボランティアの数	食生活改善 推進委員数	—	490人	730人
再 14-2		農村地域生活 アドバイザーの人数	—	^{H22} 198人	260人
再 14-3		食育マスター 登録人数	—	—	100人
再 15	食生活の面から市民の健康づくりを支援する店の数	健康づくり支援店 指定店舗数	—	429店	500店
再 22	学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース)	市内産	—	15.5%	15.0%
再 24	学校教育田等で農業体験を実施している学校の数	小学校	—	93校	113校

※ 策定時の平成23年度の数値は一部暫定値

重点課題への対応

重点課題		具体的な対応策	
		中心となって対応する所属	食育・花育センター
朝食の欠食	大人	■保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時にリーフレットを配布する。 健康手帳、母子健康手帳の情報ページに朝食の重要性の記事を掲載する。 	●「にいがた流 食生活実践」事業 米を中心とした日本型食生活の実践などを柱とする「にいがた流 食生活」の普及・啓発を行い、食育を市民運動として展開し、実践へと結びつけることによって、市民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む。 各種料理教室や講座等の開催、リーフレットやレシピカード等の普及・啓発資材の作成を行う。
	子ども	■教育委員会 保健給食課 <ul style="list-style-type: none"> 朝食や規則正しい食生活の大切さについて、給食の指導や給食だよりの発行等を通じて子どもや家庭に伝えていく。 朝ごはん料理講習会を引き続き開催することで、子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育成するとともに、生活リズムの向上を図っていく。 	
肥満・低体重		■保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 各区が実施する講習会等において、生活習慣病を予防する上で適正体重を維持することの大切さを伝える（肥満、やせすぎの弊害など）。 ICT（情報通信技術）を活用した健康づくりモデル事業を引き続き実施し、運動の実践と食生活改善のための支援をする。 	●食と花の交流推進事業 新潟市全体の食育、花育、農村と都市の交流の推進における、市民協働による活動・交流、体験、情報の受発信の拠点施設として整備した食育・花育センターを、名実ともに拠点化し、食と花を一体的に学ぶことができる場を提供すると同時に、各地域で活用可能な制度を構築する。
食の安全に関する知識		■保健所 食の安全推進課 <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代向け講習会や食品工場での見学体験の機会を提供するほか、卸売市場などで開催されるイベントに出店し、食品衛生及び食の安全に関する基礎的知識の普及・啓発を図る。 	●食育マスター制度の構築 同左 ●ボランティアの導入 食育・花育センターを市民協働による活動・交流の拠点とするため、食育や花育の推進に関わるボランティアを育成・確保する仕組みを構築し、市民相互の活動・交流の促進を目指す。
食育の推進に関わるボランティア	食生活改善推進委員	■保健所 健康増進課 <ul style="list-style-type: none"> 食に関するボランティアとして、引き続き食生活改善推進委員の養成を図るとともに、資質向上のための研修会を実施し、育成を図る。 	●コーディネーターの導入 食育マスター、食育・花育センターボランティア、団体利用促進プログラムの円滑な運用のため、コーディネーターを導入して市民活動の支援を図る。
	農村地域生活アドバイザー	■農業政策課 <ul style="list-style-type: none"> 新潟市担い手育成総合支援協議会ホームページ内で、女性農業者の視点から見た食の知恵袋や季節の料理などを紹介し、地産地消を通じた食育の企画を展開する。 	
	人材育成制度の構築	■食育・花育センター <ul style="list-style-type: none"> 食育の推進に関わるボランティアを育成・確保する仕組みの第一段階として、食育マスター制度を構築し、食育に関係する知識・技術を持ち、指導者となりうる人材を食育マスターとして登録して、データベースの構築を行った上で、全市的な活用を促す。 	●団体利用促進プログラムの構築 センターの開設を機に、新たに食育、花育、農業体験が一体となった幼稚園・保育園、小学校向けの団体プログラムを構築し、子どもたちへの多様な体験の機会を提供する。

「にいがた流 食生活」をはじめよう！

「にいがた流 食生活」とは、市民の皆さん一人ひとりが次のことを実践する健全な食生活をいいます。

① 「日本型食生活」の実践

主食のごはん(米)に、地域でとれた新鮮で多様な食材(野菜、果実、魚など)を副食に組み合わせて、美味しく栄養バランスの良い食事をしよう。

② 健康で楽しい食事

朝ごはんを食べる、家族そろって食卓を囲むなど健康的で楽しい食事をしよう。

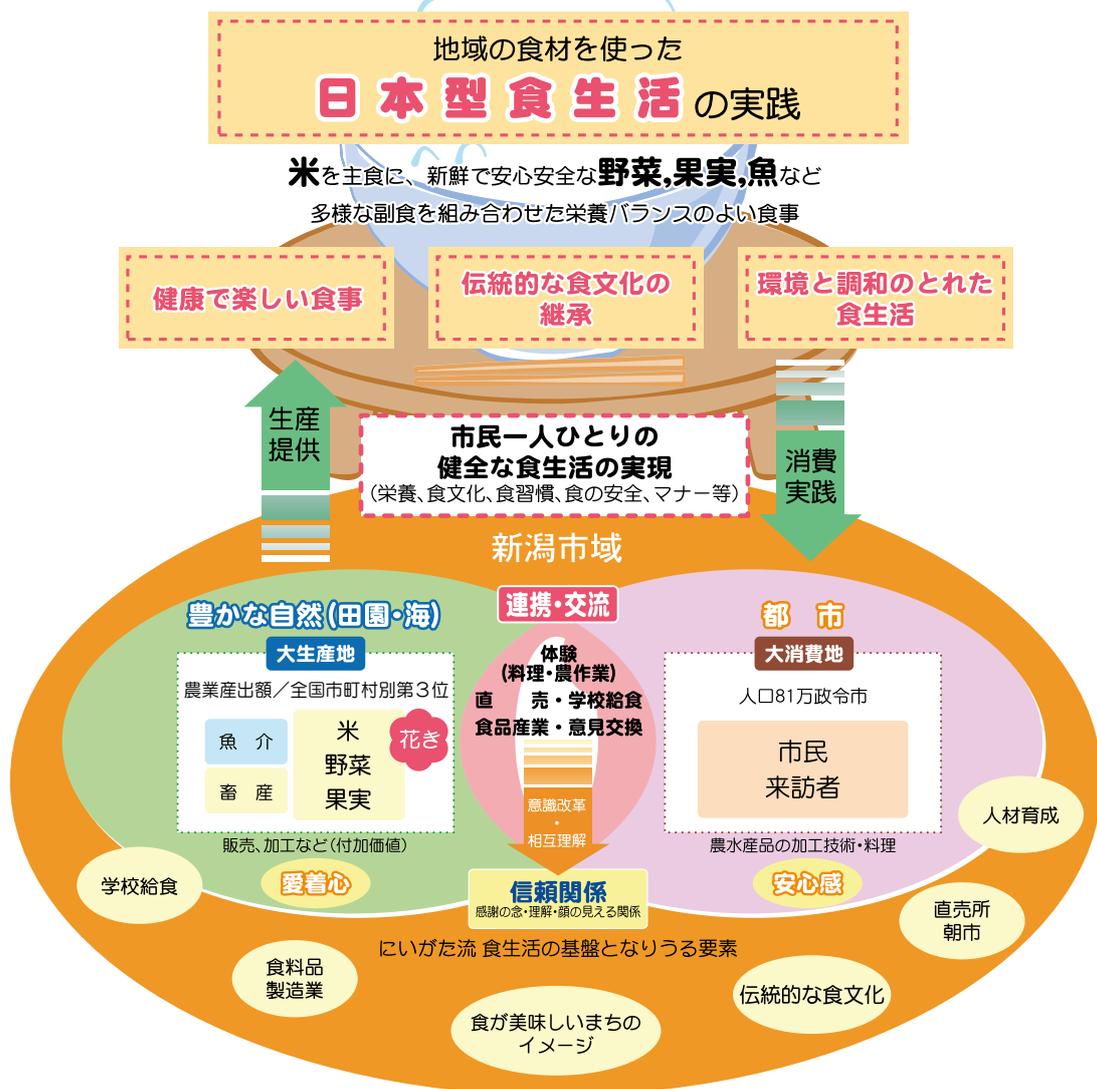
③ 伝統的な食文化の継承

郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化を継承しよう。

④ 環境と調和のとれた食生活

食べ残し、無駄な廃棄をしないなど環境と調和のとれた食生活をしよう。

「にいがた流 食生活」イメージ



新潟市 農林水産部 食育・花育センター

〒950-0933 新潟市中央区清五郎401番地 電話番号:025-282-4181 F A X 番号:025-282-4987

E-mail:shokukuhanaiku@city.niigata.lg.jp

URL: http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/ffcenter/index.html